

第 466 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 3 年 10 月 18 日（月） 5 階共用第一会議室

市岡室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ第 466 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、委員全員が出席されており、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、傍聴の申込みはございませんでした。</p> <p>審議に先立ちまして、10 月 1 日付けで着任しました大地岐阜労働局長から御挨拶を申し上げます。</p>
大地局長	<p>大地と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p>
市岡室長	<p>それでは、ここからは浅井会長に進行をお願いいたします。</p>
浅井会長	<p>これより第 466 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>議題 1 「特定最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>各特定最賃専門部会の結論について事務局から報告してください。</p>
加賀専門監	<p>資料 1 を御覧下さい。</p> <p>「岐阜地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会の審議結果」です。</p> <p>まず、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、改定額 907 円、引上げ額 20 円、引上げ率は 2.25%、全会一致の結審となり、最低賃金審議会令第 6 条 5 項を適用し答申を受けました。改正発効日は 12 月 21 日です。</p> <p>次に、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金は、改定</p>

	<p>額 951 円、引上げ額 19 円、引上げ率は 2.04%、全会一致の結審となり、最低賃金審議会令第 6 条 5 項を適用し答申を受けました。改正発効日は 12 月 21 日です。</p> <p>最後に、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金は、現行額 971 円を据え置くことで全会一致の結審となり、最低賃金審議会令第 6 条 5 項を適用し答申を受けました。</p> <p>報告は以上です。</p>
浅井会長	<p>ただ今、事務局から報告がありましたように、全ての専門部会において「全会一致」により結審していただきました。</p> <p>参加された委員の皆様におかれましては、慎重かつ精力的な調査審議をしていただいたと思っております。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、改めてですが、今年度の審議全般について何か御意見、御質問などがございましたらお伺いします。</p> <p>まず、労働者側はいかがでしょう。</p>
隣垣委員	<p>使用者側委員から御発言いただきますようお願いいたします。</p>
安藤委員	<p>まだまだコロナ禍で経済は非常に厳しい状況の中、今年度の特定最低賃金の審議が行われたと理解しております。</p> <p>特に岐阜県の電機、自動車、航空機の三つの産業につきましては、それぞれ状況が違う中、3分野の専門部会で労使の皆様が真摯に議論していただいた結果、本日御説明いただいたとおり3業種とも全会一致で結審させていただいたと理解しております。来年以降の状況は見えませんが、やはり県内産業の発展について労使で協力してやっていく必要がございますのでそういった視点で今後も対応させていただきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
浅井会長	<p>それでは、労働者側いかがでしょう。</p>

隣垣委員	<p>今年の特定最低賃金につきましては、異例な結果が示されたと思っています。それぞれの業種で真摯に協議され、それぞれの立場で決断されたことでしょうか、労使双方が苦しい判断を迫られたのではないのでしょうか。</p> <p>特に、航空機につきましては、現状維持という結果となりました。航空機の専門部会委員からいろいろと報告をいただきましたが、今後の労使関係を第一優先に考え判断されたものと思います。</p> <p>また、今後、労使がお互いに協力することにより、生産性の向上をはかり経営状況を好転させることが必要であり、その状況下で審議を行えばと思います。3業種の結審結果を尊重させていただきますが、来年以降もしっかり協議ができることを願っています。</p> <p>以上です。</p>
浅井会長	ほかの委員の方、御意見はございますでしょうか。
各委員	(発言なし。)
浅井会長	それでは、大地局長から答申について御挨拶をいただきます。
大地局長	<p>ただ今御報告いたしましたように、8月20日に諮問いたしました3件の特定最賃の改正決定につきまして、10月15日までに全て「全会一致」で答申をいただきました。</p> <p>公益委員の方々を始めといたしまして、各委員の皆様には結論のとりまとめに当たり多大な御努力をいただきましたことを、改めて厚く御礼申し上げます。</p> <p>今後、改正発効日であります12月21日に向けまして、所要の進捗を進めていきたいと考えております。</p> <p>誠にありがとうございました。</p>
浅井会長	次に、議題2の「専門部会の廃止について」です。事務局から説明してください。

市岡室長	<p>最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会はその任務を終了した場合は、審議会の議決により廃止する。」と規定しています。</p> <p>岐阜県最低賃金専門部会は、既にその任務を終了していますので、本日付けで廃止する議決をいただきたいと考えております。</p> <p>また、特定最低賃金3業種の専門部会については、異議申出がなかった場合、異議申出期間の満了をもって廃止するとの議決をお願いしたいと思います。</p>
浅井会長	<p>それでは、「岐阜県最低賃金専門部会を本日付けで廃止すること」及び「3件の特定最低賃金専門部会について、異議申出がなかった場合、異議申出期間の満了をもって廃止すること」について議決をしたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
浅井会長	<p>異議なしということで、事務局からの提案どおり、それぞれの専門部会を廃止することといたします。</p> <p>次に議題3「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。</p>
市岡室長	<p>今後の審議日程について御連絡します。</p> <p>答申に対する異議申出があった場合、異議申出対応の本審を、11月4日（木）午前10時から開催します。</p> <p>開催の有無につきましては、異議申出期間終了後、11月2日（火）に電子メールによりお知らせします。</p> <p>以上です。</p>
浅井会長	ほかに委員の皆様から何かございますでしょうか。
各委員	（発言なし。）

浅井会長	<p>それでは、本日の審議会は閉会とします。</p> <p>次回審議会は、異議申出が無かった場合、来年3月23日（水）に開催します。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
------	--